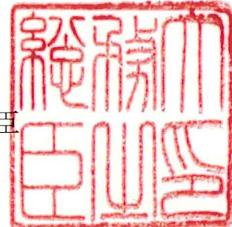


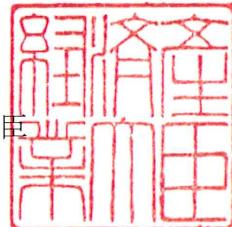
総 統 経 第 32 号
2024 03 06 統 第 1 号
令 和 6 年 3 月 29 日

各 位

総務大臣



経済産業大臣



経済構造実態調査の事前周知について（依頼）

日頃より政府が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。
総務省・経済産業省では、我が国の全ての産業における企業・事業所や団体を対象とした「経済構造実態調査」を令和6年6月に実施します。

「経済構造実態調査」は、全ての産業における付加価値等の構造とその変化を明らかにする基幹統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査）であり、その調査結果は、国民経済計算（年次推計）の精度向上への寄与のほか、より正確な景気判断や効果的な行政施策の立案、実施のための基礎資料、企業経営の参考資料などに広く利活用されることを目的としています。

「経済構造実態調査」のより円滑な実施に向け、その趣旨・必要性について広く御理解いただきたく、統計法第30条第1項に基づき協力を依頼いたします。貴団体に属する各企業等に対し、貴団体のホームページや機関誌（紙）への記事・広告の掲載等を通じて、「経済構造実態調査」の実施及び調査への御回答（特にインターネットでの回答を推奨）について御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の調査については、同時期に実施される「経済センサス・基礎調査」と同時に実施し、調査対象企業・事業所の負担軽減を図ることとしています。

「経済構造実態調査」に関する広報依頼（お願い）

総務省・経済産業省
2024年3月

「経済構造実態調査」の実施に先立ち、貴団体に属する企業等の皆様に当調査についてご周知いただきたく、お願いする次第です。

※ご周知いただく際には、別添の広報用素材を是非ご活用ください。

● 経済構造実態調査とは

経済構造実態調査は、全ての産業の付加価値等の構造とその変化を明らかにし、国民経済計算（GDP統計）の精度向上に資するとともに、5年ごとに実施する「経済センサス-活動調査」の中間年の実態を把握することを目的とした毎年実施の調査^{*}です。

政府の重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた**報告義務のある調査（基幹統計調査）**として実施します。

※経済センサス-活動調査の実施年を除きます。

詳しくは、同封のリーフレット「安心まるわかり！ みんなの経済構造実態調査」及び経済構造実態調査ホームページをご高覧ください。ホームページでは、3月末に昨年実施した調査の結果を公表します。

経済構造実態調査ホームページ
<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>



● 貴団体にご協力をお願いしたいこと

- ・ 貴団体において発行している機関誌（紙）などへの掲載
- ・ 貴団体のホームページへの掲載
(掲載いただける場合、別添「広報用素材」に掲載しているバナー等の用意もございます。)
- ・ 総会などで、「経済構造実態調査」が実施される旨の案内
(数に限りはございますが、リーフレットの送付も可能です。)

など

以上、簡単なご案内を記載いたしましたが、経済構造実態調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先までお気兼ねなくご連絡ください。

何卒よろしくお願いいたします。

<連絡先>
総務省統計局経済統計課経済構造実態調査担当
メールアドレス : e-kkj@soumu.go.jp
電話番号 : 03-5273-1165